

教育委員会提出議案

第 16 号議案

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 26 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和 52 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 11 号中「教育委員会事務局」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説 明）

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 11 号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定と合わせるため、同規則の改正を行う。

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成14年8月30日教育委員会規則第15号) 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条 略</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を豊島区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11)教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員で、県費負担教職員を除くものの任免その他の人事に関すること。</p> <p>(12)～ (13) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を豊島区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11)教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員で、県費負担教職員を除くものの任免その他の人事に関すること。</p> <p>(12)～ (13) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3条 略</p> <p><u>附 則（令和4年4月 日教委規則第 号）</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

○豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

平成14年8月30日

教育委員会規則第15号

改正 平成17年5月25日教委規則第25号

平成20年3月31日教委規則第5号

平成28年12月16日教委規則第14号

平成30年7月10日教委規則第6号

令和4年4月 日教委規則第 号

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和52年教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任及び臨時代理について必要な事項を定めるものとする。

（平28教委規則14・一部改正）

（委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を豊島区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

- (1) 教育行政の運営に係る基本的な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 豊島区議会の議決を経るべき事件の議案（以下「議案」という。）についての意見の申出に関すること。
- (3) 議案の立案請求に関すること。
- (4) 教育委員会の規則及び訓令並びに特に重要な告示、通達、申請等に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- (6) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (7) 教科用図書採択に関すること。
- (8) 文化財の登録及び指定に関すること。
- (9) 請願及び陳情に関すること。
- (10) 不服申立て（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）及び訴訟等に関すること。

(11) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員で、県費負担教職員を除くものの任免その他の人事に関する事。

(12) 附属機関に対する諮問及びその構成員の任免に関する事。

(13) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、同項の規定により委任された事務に係る事案を教育委員会に付議することができる。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(平17教委規則25・平20教委規則5・平28教委規則14・平30教委規則6・令4教委規則・一部改正)

(臨時代理)

第3条 教育長は、教育委員会の会議を招集する暇がないと認められるときは、前条第1項各号に掲げられた事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月25日教委規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月16日教委規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、当該教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日)までの間、この規則による改正後の豊島区教育委員会会議規則、豊島区教育委員会傍聴規則、豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則、豊島区教育

委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の豊島区教育委員会会議規則、豊島区教育委員会傍聴規則、豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則、豊島区教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年7月10日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月 日教委規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する

